

株式会社あおぞら銀行株式取扱規程

平成24年4月1日現在

# 株式会社あおぞら銀行株式取扱規程

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 当銀行における株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いについては、法令並びに株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）及び株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところ（以下「機構等の規則等」という。）によるほか、定款に基づきこの規程の定めるところによる。ただし、甲種優先株式及び丙種優先株式については第4章及び第5章の規定は適用されない。

(株主名簿管理人)

第2条 当銀行の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

## 第2章 株主の権利の行使方法等

(少数株主権等の行使方法)

第3条 法令の定めによる少数株主権等の行使は、第4章、第5章、第22条及び第28条に規定する場合を除き、当銀行の定める書式により当銀行に対して、書面をもって行わなければならない。この場合、当銀行は、株主（甲種優先株式及び丙種優先株式の株主は除く。）に対して、個別株主通知の申出を受付けた証券会社等の発行する受付票及び本人確認書類の提出を求めることができる。

(代理人による請求等)

第4条 この規程による請求、通知又は届出を代理人によって行うときは、代理権を証明する書面を提出する。

2 この規程による請求、通知又は届出を行うに際し、保佐人又は補助人の同意を必要とするときは、同意を証明する書面を提出しなければならない。

(証明書類又は保証人)

第5条 この規程による請求、通知又は届出その他当銀行において必要と認めるときは、証明書類の提出又は保証人の保証を求めることができる。

(株主提案議案の株主総会参考書類記載)

第6条 株主総会の議案が株主の提出によるものである場合、会社法施行規則第93条第1項により当銀行が定める分量は以下のとおりとする。

①提案の理由

各議案ごとに400字

②提案する議案が役員選任議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項

各候補者ごとに400字

### 第3章 届出事項

(法人株主の代表者)

第7条 法人である株主は、その代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出る。変更があった場合も同様とする。ただし、甲種優先株式及び丙種優先株式の株主については、当銀行の定める書式によりこれを届け出る。

(共有株主の代表者)

第8条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出る。変更があった場合も同様とする。ただし、甲種優先株式及び丙種優先株式の株主については、当銀行の定める書式によりこれを届け出る。

(法定代理人)

第9条 株主の親権者及び後見人等の法定代理人は、その氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出る。変更及び解除があった場合も同様とする。ただし、甲種優先株式及び丙種優先株式の株主については、当銀行の定める書式によりこれを届け出る。

(常任代理人又は仮住所)

第10条 株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人(以下「株主等」という。)が日本国内に常任代理人又は株主に対する通知を受けるべき仮住所を定めるときは、当銀行に対し、証券会社等を通じてその旨を届け出なければならない。ただし、甲種優先株式及び丙種優先株式の株主等については、当銀行の定める書式によりこれを届け出る。

2 株主等の住所が外国にあるときは、前項による届出を行わなければならない。

3 第1項による常任代理人又は株主等に対する通知を受けるべき仮住所に変更があったときは速やかにその旨を届け出なければならない。

## 第4章 単元未満株式の買取請求の取扱い

### (請求の方式)

第11条 単元未満株式の買取りを請求するときは、機構等の規則等に定められた方法により証券会社等を経由して行う。

2 前項の請求の効力は、請求書（請求事項を記録した電磁的記録を含む。）が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に提出された時に生じる。

### (1株当たりの買取価格)

第12条 前条による買取請求の効力発生日（以下「買取請求日」という。）の株式会社東京証券取引所の開設する市場（以下「東証市場」という。）における最終価格（以下「終値」という。）をもって、1株当たりの買取価格とする。

2 買取請求日に、東証市場において売買取引がないときは、その翌日の東証市場における最初にされた売買取引の成立価格（以下「始値」という。）とし、売買取引がないときは、その翌日以降同様とする。

### (買取代金の支払)

第13条 単元未満株式の買取請求による買取代金は、その請求に係る株式数に、前条により決定した1株当たりの買取価格を乗じた額とする。

2 買取代金は、前条による買取価格決定の日から遅滞なく買取請求者に支払う。

3 買取請求者は、買取代金について送金方法を指定し又は代理受領者を定めることができる。

### (買取株式の移転)

第14条 買取請求に係る単元未満株式は、当銀行が前条による買取代金を支払った日に当銀行の口座への振替をする。

2 前条第3項により、買取代金について送金方法が指定された請求に係る単元未満株式については、送金手続完了日をもって当銀行の口座への振替をする。

## 第5章 単元未満株式の買増請求の取扱い

### (請求の方式)

第15条 単元未満株式の買増しを請求するときは、機構等の規則等に定められた方法により証券会社等を経由して行い、第17条に定める買増代金を支払う。

2 前項の請求の効力は、請求書（請求事項を記録した電磁的記録を含む。）が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に提出された時に生ずる。ただし、第19条に定める場合はこの限りでない。

### (請求可能な期間)

第16条 前条による単元未満株式の買増請求の取扱いは、権利確定のために設けられる基準日の10営業日前の日から当該基準日までの間は停止する。

2 前項のほか、当銀行が必要と認めるときは、買増請求の取扱停止期間を定めることができる。

(1株当たりの買増価格及び買増代金)

第17条 第15条による買増請求の効力発生日（以下「買増請求日」という。）の東証市場における終値をもって1株当たりの買増価格とする。

2 買増請求日に、東証市場において売買取引がないときは、その翌日の始値とし、その翌日以降同様とする。

3 第1項の1株当たりの買増価格に請求に係る買増株式数を乗じた金額を買増代金という。

(買増株式の移転)

第18条 買増請求に係る単元未満株式は、当銀行が前条による買増代金の受領を確認した日に買増請求者の口座への振替を申請する。

(買増請求の制限)

第19条 買増請求日に、当銀行がその請求により譲渡すべき株式を有しないときは、その請求に応じない。

## 第6章 甲種優先株式

(甲種優先配当金の額の変更の通知又は公告)

第20条 定款所定の甲種優先配当金の変更又は修正が行われるときは、すみやかに甲種優先株主に通知又は公告する。

(取得比率変更の通知又は公告)

第21条 定款所定の甲種優先株式の取得の条件のうち取得比率の修正又は調整が行われるときは、修正日又は調整された取得比率が適用される日（以下本条において「修正日等」という。）の前日までにその内容を甲種優先株主に通知又は公告する。ただし、修正日等の前日までに甲種優先株主に通知又は公告することができない場合には、修正日等以降すみやかに甲種優先株主に通知又は公告する。

(取得請求の方法)

第22条 甲種優先株主は、甲種優先株式の取得を請求するときは第2条に定める株主名簿管理人の事務取扱場所に、所定の取得請求書を提出する。

2 前項の請求は、取得請求を提出した後は、これを取消すことはできない。

(取得の効力の発生)

第23条 甲種優先株式の普通株式を対価とする取得の効力は、取得請求に要する書類が、第2条に定める株主名簿管理人の事務取扱場所に到着したときに発生する。

(取得請求期間の制限の通知又は公告)

第24条 定款所定の甲種優先株式の取得を請求し得べき期間について、同条で定める請求が制限される期間が生じた場合には、その期間を事前に甲種優先株主に通知又は公告する。

(一斉取得の通知又は公告)

第25条 定款所定の甲種優先株式の一斉取得を行うときは、同条所定の普通株式数その他必要な事項をすみやかに甲種優先株主に通知又は公告する。

## 第7章 丙種優先株式

(丙種優先配当金の額の変更の通知又は公告)

第26条 定款所定の丙種優先配当金の変更又は修正が行われるときは、すみやかに丙種優先株主に通知又は公告する。

(取得価額変更の通知又は公告)

第27条 定款所定の丙種優先株式の取得の条件のうち取得価額の修正又は調整が行われるときは、修正日又は調整された取得価額が適用される日（以下本条において「修正日等」という。）の前日までにその内容を丙種優先株主に通知又は公告する。ただし、修正日等の前日までに丙種優先株主に通知又は公告することができない場合には、修正日等以降すみやかに丙種優先株主に通知又は公告する。

(取得請求の方法)

第28条 丙種優先株主は、丙種優先株式の取得を請求するときは第2条に定める株主名簿管理人の事務取扱場所に、所定の取得請求書を提出する。

2 前項の請求は、取得請求を提出した後は、これを取消すことはできない。

(取得の効力の発生)

第29条 丙種優先株式の普通株式を対価とする取得の効力は、取得請求に要する書類が、第2条に定める株主名簿管理人の事務取扱場所に到着したときに発生する。

(取得請求期間の制限の通知又は公告)

第30条 定款所定の丙種優先株式の取得を請求し得べき期間について、同条で定める請求が制限される期間が生じた場合には、その期間を事前に丙種優先株主に通知又は公告する。

(一斉取得の通知又は公告)

第31条 定款所定の丙種優先株式の一斉取得を行うときは、同条所定の普通株式数その他必要な事項をすみやかに丙種優先株主に通知又は公告する。

## 第8章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第32条 特別口座の開設を受けた株主等の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによる。

以 上